

<記載例>

退職所得に係る 市 民 税 納入申告書													
喜 多 方 市 長 様												(受付印)	
平成 28 年 1 月 12 日提出													
平成 27 年 12 月分				人員		1 人							
退職手当等支払金額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						2	7	0	0	0	0	0	0
特別 徴収 税額	市民税							3	6	0	0	0	0
	県民税							2	4	0	0	0	0
特別 徴収 義務者	住所又は 所在地	〒966-0000 福島県喜多方市〇〇町字〇〇△△番 地											
	氏名又は 名称	千重 福朗（ふくろう商店）											印
	法人番号 又は 個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の 規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の 納入について申告します。													

【※個人事業主様用】

マイナンバー制度施行に伴う退職所得等の分離課税
に係る市県民税納入申告書の提出要領

退職所得等の分離課税に係る個人市県民税所得割の納入申告については、平成28年1月1日以後に提出される納入申告書から個人番号又は法人番号の記載が必要となり、また提出方法も変更となりました。

提出方法

金融機関にて退職所得に対する個人の市県民税を納入する際、納入済通知書の裏面の納入申告書へは記載せず、別途個人番号（12桁）を記載した納入申告書を作成し、直接喜多方市役所税務課に提出してください。（左記記載例参照。従前の納入申告書（予備）をお持ちの方は、これに個人番号を記載して提出していただいてもかまいません。）

ご本人様確認

個人番号が記載された納入申告書を提出いただく際には番号確認（正しい番号であることの確認）と身元確認（番号の正しい持ち主であることの確認）をさせていただきます。次の書類をご準備ください。

○ 番号確認

個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し等の掲示（郵送の場合は写し同封）

○ 身元確認

個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳等の掲示（郵送の場合は写し（住所、氏名、生年月日、顔写真が確認できる部分）同封）

○ 代理権確認（従業員や税理士が提出する場合）

上記「身元確認」に替えて、委任状（法定代理人の場合は戸籍謄本）の提出（代理権の確認）と代理人の身元確認が必要となります。